

## 別 紙

## 公開概要書

受付日	令和6年5月1日	回答日	令和6年5月10日	担当課	土木課
意見等の内容	<p>かもしま交差点から北へ進むとサニクリーン側の交差点は、交通量が多いにも関わらず、街路灯が設置されておらず交通安全と防犯面で街路灯の設置が必要である。</p> <p>自治会が進める街路灯設置とは別で交差点付近に2箇所に街路灯設置を要望する。県が主管であれば、市民からの要望として対応願う。</p> <p>当該交差点は車止めの無い周辺住居への連絡道なので街路灯があると、交通安全と防犯の両方に効果があると思われる。</p>				
回答の内容	<p>国の道路構造の一般的技術的基準を定めた道路構造令の規定、並びにその規定に基づく道路照明施設の設置基準により、交差点のような局部照明につきましては必要に応じて設置することとされております。この背景といたしましては、基本的に道路照明施設のような局部照明が無くても歩行者や車両等が道路交通法の一旦停止義務や徐行義務等を順守すれば事故防止となるためです。</p> <p>益田市におきましては、道路照明施設の無い市道交差点が多数あります。交通や交通事故の発生状況、事故防止の観点から、必要に応じて道路照明施設を設置しているところです。</p> <p>益田市からも島根県へご要望内容についても問い合わせをさせていただきましたが、やはり県道につきましても益田市と同様の考え方に基づくものでした。</p> <p>かもしま地区につきましては土地区画整理事業により道路を整備して以降、年々家屋や事業所等が増加し交通量が少しずつ増加していることは承知しております。</p> <p>交差点への道路照明施設の設置につきましては、益田市内の他の照明施設の無い多数の市道交差点とともに、今後の課題として受け止めさせていただきます。</p>				